

第1号様式（第9条関係）

条例見直し調書

作成年度	平成30年度	次回見直し予定	平成35年度
------	--------	---------	--------

条例名	神奈川県文化芸術振興条例		
条例番号	平成20年神奈川県条例第33号	法規集	第4編第1章第7節
所管室課	国際文化観光局文化課		
条例の概要	文化芸術の振興についての基本理念や施策の基本となる事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 （ 現在でも 必要な 条例か。 ）	文化芸術の振興により心豊かな県民生活の実現と個性豊かで活力に満ちた地域社会の発展に寄与するために、県民の文化芸術に関する活動の充実、文化資源を活用した地域づくりの推進及び文化芸術の振興を図るための環境整備が求められており、引き続き条例の必要性は高い。	
	有効性 （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	本条例で定めている基本理念、基本的施策、計画、推進体制等に基づいて文化芸術振興の取組が進められているため、有効である。	
	効率性 （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	本条例で文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術の振興に関する施策を総合かつ計画的に推進しており、効率的である。	
	基本方針適合性 （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	本条例は、「文化芸術に親しむ環境づくり」を掲げる「かながわグランドデザイン」の基本方針に適合している。	
	適法性 （ 憲法、法 令に抵触 しないか。 ）	本条例は、基本法の基本理念にのっとり、法に定められた地方公共団体の責務として施策を策定し、実施するために定めたものであり、憲法及び法令に抵触するものではない。	
	その他	平成29年に文化芸術振興基本法（以下「基本法」という。）が一部改正されており、改正された基本法の趣旨を踏まえ、各関連分野の施策との連携について新しく基本理念を追加する条例の改正を検討する必要がある。	

		理 由 等
見 直 し 結 果	1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	現行条例の運用上、課題は見受けられないが、一部改正された基本法の趣旨を踏まえ、各関連分野の施策との連携について、新しく基本理念を追加する改正の検討をする。
	2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。	
	3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。	
	4 改正及び運用の改善等を検討する。	
	5 廃止を検討する。	